

音楽奨学支援について

1. 募集対象と奨学金支給額等

[募集人数] 10名程度の新規採用を予定

[応募資格] 以下の要件を満たす方

(1) 13歳以上20歳以下の音楽家・音楽学習者（年齢は2013年4月1日現在）

(2) 日本在住の方（留学希望者は応募時に日本在住のこと）

※学習（研鑽）の形態は問いませんが、国内外の教育機関での履修、留学、セミナー参加、コンクール参加など、明確な目標を持っていること

※学歴・国籍は問いません

※クラシック系・ポピュラー系などジャンルは問いません

※他の音楽関係の奨学金との併用不可（給与・貸与とも）

但し、音楽関係以外の奨学金との併用は貸与のみ可とします

※過去に当制度の音楽奨学支援対象者となられた方は応募できません

[支給額] 月額10万円（給与／返済不要）

[支給期間] 2013年4月より最長3年間（1年毎に継続審査および必要に応じて面談を実施）

2. 応募書類等

次の書類および資料を提出していただきます。提出資料は一切返却できませんのでご了承ください。

①の記入に際しては必ず「申請書類の記入のしかた」を参照してください。

① 身上書・音楽奨学生願書

② 成績証明書（現在または最近在学した学校が発行した最新のもの）

③ 指導者の推薦状（書式自由）・在学証明書・入学証明書のいずれか

④ 作文／タイトル『私が目指す音楽家』（1,200字程度、書式自由）

⑤ 音楽力判定資料……次の中から該当するもの1つを提出

器楽・声楽専攻の方… 3曲分の演奏映像資料（30分以内）
作曲専攻の方…………… 1曲分の自作曲または編曲の譜面と、その曲の演奏映像資料
または録音音源
上記以外の方…………… 3曲分の演奏映像資料（30分以内）

1) コンサートなどを収録している場合は、30分以内に編集してください。

2) 演奏映像資料のメディアの種類は、DVD（家庭用DVDプレイヤーで再生できるもの）とします。ファイナライズが必要なモードの場合は必ずファイナライズをしてください。

3) レーベルには必ず氏名および演奏曲名を明記してください。

4) 選曲は任意とします。ソナタの1つの楽章や組曲の一部分などを1曲として捉えて、3曲分を収録しても構いませんが、自分の技量を十分にアピールできるよう選曲してください。

5) 音楽力判定資料は選考において重要な資料となりますので、その点をご留意の上、資料を用意してください。

3. 募集期間と窓口

[募集期間] 2012年12月3日(月)～12月26日(水) <必着>

[応募先] 〒153-8666 東京都目黒区下目黒3-24-22
ヤマハ音楽振興会 ヤマハ音楽支援制度事務局宛

[応募方法] 書類および資料は簡易書留郵便による郵送を原則とします(宅配便も可)。

4. 選考と結果通知

ヤマハ音楽振興会の定める選考委員会において、書類選考および面接選考を行います。

書類選考結果は、2013年2月下旬頃、応募者全員に通知します。

書類選考通過者に対しては下記の要領で面接選考(場合によっては実技オーディション)を実施し、結果は2013年4月上旬頃、通知します。

結果通知は身上書に記載の現住所宛に文書で行うものとし、これに関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

面接選考	日 時：2013年3月12日(火)
	会 場：ヤマハ音楽振興会(目黒)

※面接選考時の移動にかかる交通費は、当日お支払いします(国内のみ)。

※詳細は、書類選考結果通知時にお知らせします。

※当日欠席の場合は不採用となります。

5. 授与式と氏名の公表

採用となった場合は、2013年4月末に予定されている認定証の授与式にご出席いただくこととなります。なお採用者の氏名等をマスコミやWebサイトに公表することがありますのでご了承ください。

6. 採用となった場合の提出書類

- ①『音楽研修計画書』
- ②『誓約書』(身元保証人の署名が必要です)
- ③『銀行口座振込依頼書』

7. 奨学金の送金

奨学金は原則として毎月15日に指定の銀行口座に送金します。送金は、5月より開始することとし、4月に遡って支給いたします。

なお銀行口座は、日本国内の銀行に限らせていただきます(ゆうちょ銀行は不可)。

8. 奨学金支給継続の手続きと提出物

2年目以降も引き続き奨学金支給を希望する場合は、下記の書類等を提出してください。
書類審査及び必要に応じて面談の上、継続の可否を決定いたします。

(奨学金の支給は最長3年間)

- ①『奨学金支給継続願書』
 - ②『当該年度の概要報告および次年度の研鑽の抱負』
- ①と②に加え、次のうちのどれか1つ。
- Ⓐ在学証明書および成績証明書
 - Ⓑ指導者または所属グループ責任者のコメントおよび署名
 - Ⓒ演奏の映像

9. 奨学金支給の終了および休止規約

次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金を受ける権利を失い、支給を終了あるいは休止します。

[終了] Ⅰ. 期間満了の時(3年間)

- ロ. 傷病等のため、成業の見込みがない時
- ハ. 奨学生として適当でない事実があった時
- ニ. 奨学金を必要としない理由が生じた時
- ホ. 他の団体等から同様の奨学金を受けることになった時
- ヘ. 学習内容が採用時点の計画から大幅に逸脱する時

[休止] Ⅰ. 傷病等により休学した時

- ロ. 事務局で休止することが適当と認められた時

※奨学金を受ける権利を喪失した時点に遡り、支給した奨学金を返金していただく場合もあります。

※規定により奨学金を休止された方が、その事由が止んで再度願い出た時は、所定の手続きを踏んだ上で奨学金の支給を復活できるものとします。ただし休止期間の累計が2年を越えた場合はこの限りではありません。

10. ヤマハ音楽支援制度名の表示

採用となった場合には、差し支えない範囲で、プロフィール等に、ヤマハ音楽振興会の音楽奨学生であることを明記してください。 (例) 2013年度 ヤマハ音楽奨学生

11. 届出事項の変更、奨学金の休止・辞退

氏名・住所・奨学金の振込先・身元保証人・学校等、既に届け出た書類の記載事項の変更、また奨学金の休止・辞退に際しては、速やかに事務局に連絡してください。届出に必要な書類を事務局より送付させていただきます。

申請書類の記入のしかた

- ◆申請書類は選考上の重要な資料となりますので、応募時点の事実を解りやすく記入してください。なおこの申請書類を含め、今後事務局に提出していただく全ての書類の個人情報は、当制度の事務手続きおよび広報活動（Webサイト含む）にのみ、使用させていただきます。
- ◆全ての項目についてもれなく正確に記入してください。記載すべき項目の記入もれや判読困難なもの等、不備のある書類は、選考の対象から除外される場合がありますので注意してください。また記載内容を故意に事実と相違して記入した場合、奨学生として採用された後であっても採用を取り消されることがあります。
- ◆書類に記載する日付は全て西暦で記入してください。
- ◆申請書類は、ヤマハ音楽振興会ホームページよりダウンロードできます（直接入力可）。但しその場合も、音楽奨学生願書の本人氏名、身元保証人氏名欄は、必ず手書きで署名・捺印してください。

身上書・音楽奨学生願書

- ①現住所欄は、マンション名等まで含め、住所表記の全てを記入してください。電話番号は市外局番から記入してください。携帯電話番号、e-mailアドレスは、事務局から連絡をする際に使用させていただきますので、差し支えない範囲で記入してください。
- ②学歴・賞罰等の欄は、中学以降の学歴および職歴を、自宅研究等を含め空白期間のないよう年月順に記入してください。また履歴に続けて、コンクールでの入賞歴等、活動状況を記入してください。書ききれない場合でも、必ず主なものは身上書に記入の上、別紙にて補足してください。
- ③家族構成欄には、父母、兄弟姉妹について、同別居を問わず全員記入してください。
- ④生計を担う方についての欄は、その収入で応募者の生活を維持している方について記入してください。複数人いる場合は、主な方を2名記入してください。
- ⑤学校名等の欄は、現在在籍している学校、学部、専攻、学年等を正確に記入してください。現在学校に在籍していない方は、最後に在籍した学校について記入してください。
- ⑥他団体の奨学金利用についての欄は、願書記入時点の状況を記入してください。
- ⑦本人および身元保証人の署名・捺印欄は、奨学金支給の応募書類提出とともに、採用後、奨学生としての義務を履行することを誓約するために連署し、捺印していただくものです。
身元保証人は原則として応募者の生計を担う方とし、必ずご本人が署名・捺印してください。